資料 C

政治資金監査報告書の記載内容等に係る課題事例と対応

Ⅰ 「1 監査の概要」について

- 1 「1 監査の概要」(1)及び(3)の書類の記載についての事例
 - ① 記載例で示したすべての書類を列挙していないものが相当数見受けられた。
 - ○対応方針
 - ・ 政治資金監査マニュアルにおいては、「政治資金監査の対象とした収支報告書及び会 計帳簿等の関係書類を記載すること。」としており、その有無の確認も含め、政治資金 監査の対象となるすべての書類を記載する趣旨が十分伝わっていない可能性もある。
 - ・ 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、政治資金監査の対象となる書類や会計責任者の 作成・徴取義務がかかる書類を明確にする観点から記載例にある書類をすべて記載すべ き旨をより広く徹底する必要がある。

当委員会として政治資金監査マニュアルを補足する見解を明らかにするとともに、研修等で徹底を図ることとしたらどうか。

2 「1 監査の概要」(4)の政治資金監査の実施場所の記載についての事例

- ① 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由が明確でないものが見受けられた。(実施場所を見ると記載例の例示と実質的に同じと推測される場合も多い。)○対応方針
 - ・ 政治資金監査マニュアルでは、「主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにした上で実施場所を特定すること。」とし、注意書きで「主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリングを通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認できることを条件として以下の場合が考えられる。」として作業スペースの不足等政治資金監査人が円滑な実施が困難と判断した場合と同一の国会議員に係る複数の団体の政治資金監査を効率的に実施するため、特定の事務所等で実施することが適当と政治資金監査人が判断した場合の2つの例を掲げている。
 - ・ 政治資金監査は、主たる事務所で行うことが基本であり、異なる場所で行う場合は、 あくまで例外であることを踏まえ、記載例で示した例示を参考に、その理由を国民に 明確に示す記載とすべきである。そのため、具体例を使った研修等の実施により、明 確な理由の記載を再徹底する必要がある。

Ⅱ 「2 監査の結果」について

- 1 「2 監査の結果」(1)の保存書類や「2 監査の結果」(3)の収支報告書の支出の基礎となる書類の記載についての事例
 - ① 書類が列挙されず、「監査の概要」で定義された「会計帳簿等の関係書類」等と記載されたものや「会計帳簿等の必要書類」と記載されたものが見受けられた。
 - ② 支出がゼロにもかかわらず、領収書等や徴難明細書等の記載があるものが見受けられた。
 - ③ 「2 監査の結果」(1)の保存書類と「2 監査の結果」(3)の収支報告書の支出の基礎となる書類の記載が異なるものが見受けられた。
 - ④ 支出があるにもかかわらず、領収書等や徴難明細書等の記載がなく、「2 監査の結果」 (4)の項目記載もないものが見受けられた。
 - ○対応方針

- ・ 政治資金監査においてはすべての支出を領収書等や徴難明細書等で確認することとしており、その保存、確認の状況の記載は政治資金監査報告書における重要な情報であることから、その正確な記載を研修等を通じて徹底する必要がある。
- ・ 保存・確認書類が少ない場合や支出が無い場合の記載の方法については、政治資金監査マニュアルからは必ずしも明確でなく、登録政治資金監査人からの問い合わせ等も多かった事項であり、研修テキスト改定版では、「政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。」として明確化を図るとともに、具体的記載例を示したところである。

さらに徹底を図るため、当委員会として政治資金監査マニュアルを補足する見解を明らかにするとともに、研修等で徹底を図ることとしたらどうか。

⑤ 振込明細書の記載があるにもかかわらず徴難明細書等の記載がなく、「2 監査の結果」 (4)の項目記載もないものが見受けられた。

○対応方針

- ・ 金融機関が作成した振込明細書があるときは、会計責任者は支出目的書を作成し、当該支出目的書を「領収書を徴し難かった支出の明細書等」として提出・保存する必要があり、「監査の結果」には「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」に該当する書類として記載すべき旨を研修等を通じて再徹底する必要がある。
- ・ 上記の場合で徴難明細書や支出目的書が作成されない場合の政治資金監査における対応方法は政治資金監査マニュアル上明確でないことから、委員会として対応方法を示すべきか検討する必要があるか。

2 「2 監査の結果」(2)の会計帳簿の支出の状況の記載についての事例

- ① 支出の状況の記載自体がないものや、記載不備がある記載事項の種類が記載されていないものが見受けられた。
 - ○対応方針
 - 会計帳簿に記載不備がある場合、記載不備がある記載事項の種類を明らかにすべき旨、 研修等を通じて再徹底する必要がある。

3 「2 監査の結果」(4)の記載についての事例

- ① 「2 監査の結果」(4)の項目記載がないものが相当数見受けられた。
- ② 上記のうち「2 監査の結果」(1)及び(3)で振込明細書の記載があるものが半数近く見受けられた。
- ③ 上記のうち「2 監査の結果」(1)及び(3)で徴難明細書等の記載があるものが一部見受けられた。

○対応方針

・ 徴難明細書等が作成されていない場合、「2 監査の結果」(1)及び(3)の記載から徴難明細書等が存在しないことは推測されるものの、法律上の監査事項ごとに「監査の結果」を記載している趣旨を踏まえると、「2 監査の結果」(4)に徴難明細書等が存在しないことを明確に記載することが適当であるため、研修テキスト改定版で「(4)については、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。」として明確化を図ったところである。

さらに徹底を図るため、当委員会として政治資金監査マニュアルを補足する見解を明らかにするとともに、研修等で徹底を図ることとしたらどうか。

・ 金融機関が作成した振込明細書があるときは、会計責任者は支出目的書を作成し、当

該支出目的書を「領収書を徴し難かった支出の明細書等」として提出・保存する必要があり、「監査の結果」には「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」に該当する書類として記載すべき旨を研修等を通じて徹底する必要がある。

・ 徴難事由があり、徴難明細書や支出目的書が作成されない場合の政治資金監査における対応方法は政治資金監査マニュアル上明確でないことから、委員会として対応方法を示すべきか検討する必要があるか。

4 亡失等一覧表の記載についての事例

- ① 1件1万円を超える支出の明細に記載不備が見受けられた。
 - ○対応方針
 - ・ 政治資金監査マニュアルの亡失等一覧表の記載例の備考3に、「収支報告書に支出の明細を記載すべき支出(国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出)にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。」としており、この旨を研修等を通じて徹底する必要がある。

Ⅲ 今後の対応

- 1 研修等で周知徹底すべき事項
 - ① 政治資金監査の対象となる書類の記載、会計帳簿に記載不備がある場合の不備がある記載事項の種類の記載、領収書等亡失等一覧表の高額支出の明細記載等、記載例 のとおり記載すべき事項が記載されていないとみられる事例が見受けられる。記載例のとおり記載するよう周知徹底する。
 - ② 政治資金監査を主たる事務所で行わなかった理由が政治資金監査報告書に明確に記載されていない事例が見受けられる。理由を明確に記載するよう周知する。
 - ③ 会計帳簿、支出のある団体にあっては領収書等又は徴難明細書等及び振込明細書のある団体にあっては徴難明細書等を作成・徴取する必要があるので、会計責任者に提出を求め、確認した事実を記載するよう周知する。

2 取扱いを検討すべき事項

- ① 政治団体の支出の状況により、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合の「1 監査の概要」の(1)(3)並びに「2 監査の結果」(1)(3)(4)の記載の方法について政治資金監査マニュアルを補足する当委員会の見解を示し、統一的取扱いの徹底を図るべきではないか。
- ② 会計責任者が徴難明細書、支出目的書及び亡失等一覧表等の作成に応じない場合の監査報告書の記載方法についてマニュアルを補足する当委員会の見解を示すべきか。